

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税9)(登録免許税:外)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独】 主管・共管	
4	内容	《現行制度の概要》 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする。 ・所有権の保存登記 1,000分の2 (本則 1,000分の4) ・所有権の移転登記 1,000分の10 (本則 1,000分の20)	
		《要望の内容》 軽減措置の適用期限(令和2年3月31日)を2年間延長する。	
		《関係条項》 租税特別措置法第81条	
5	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～令和3年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度創設、平成28年度延長、平成30年度延長	
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月～令和4年3月)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。  《政策目的の根拠》 中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢の変化に十分に対応できるものとなっていないという問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。 こうした考え方のもと、平成10年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成18年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣府に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。 さらに、平成26年の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加等に

		<p>よる商機能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた「ローカル・アベノミクスの推進」に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指す民間事業者による事業計画を認定し、重点支援を行う制度を創設。</p> <p>本制度に基づく重点支援施策により、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、民間投資を喚起させ、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業（S 特事業）は、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、来訪者数、売上高、雇用人数のいずれかについて高い数値目標を達成する取組を行うことが要件となっている。具体的には①「年間来訪者数」が中心市街地人口の4倍以上であること、②「年間売上高」が中心市街地年間小売商業販売額の1%以上であること、③「年間平均雇用人数」が50人以上であることが定められている。</p> <p>S 特事業の実施者は、事業終了後5年間、上記3指標について経済産業大臣に毎年度の報告をすることが義務付けられている。</p> <p>法制度上は上記3指標のいずれかの達成を求めているところであるが、上記3指標はいずれも中心市街地活性化に重要な要素であるため、本措置の適用においては、事業終了後の報告書において、来訪者数、売上高、雇用人数の基準を全てクリアする事業者の割合を100%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中心市街地活性化法における施策は、「日本再興戦略」に掲げられている「ローカル・アベノミクスの推進」を目指す上で、これまで蓄積されてきた居住、生活機能や都市機能、インフラがある中心市街地を第一候補として位置付け、高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の拠点形成を形成するものである。都市機能立地の緩やかなコントロールを図る「都市再生特別措置法」及び持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指す「地域公共交通活性化再生法」と一体となって、アベノミクスを地域に浸透させることとしている。</p> <p>中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、中心市街地の来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するものである。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。</p> <p>当該事業は、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組を支援</p>

			<p>し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p> <p>本租税特別措置等は、建物等の取得に係るコストを低減し、中心市街地全体の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、当該事業の採算性を向上させるとともに、中心市街地に更なる民間投資を呼び込む効果をもたらすための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を確かなものとするとともに、担い手を呼び込むことを目的としている。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年度:6 件  平成 28 年度:1 件  平成 29 年度:1 件  平成 30 年度:1 件  令和元 年度:7 件(見込)  令和 2 年度:3 件(見込)  (経済産業省推計)</p>
		② 適用額	<p>平成 27 年度:4,446.0 百万円  平成 28 年度:331.0 百万円  平成 29 年度:119.0 百万円  平成 30 年度:242.0 百万円  令和元年度:3,680.7 百万円  令和 2 年度:1,917.0 百万円  (経済産業省推計)  ※事業計画の工事費等から推計</p>
		③ 減収額	<p>平成 27 年度:887.9 万円  平成 28 年度:66.2 万円  平成 29 年度:23.9 万円  平成 30 年度:242.6 万円  令和元年度:974.1 万円  令和 2 年度:487.6 万円  (経済産業省推計)</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  ○達成目標の実現状況  平成 31 年 4 月末時点で特定民間中心市街地経済活力向上事業の経済産業大臣認定を受けたのは 18 事業あるが、当該事業が終了し成果報告書を提出したのは 9 事業者。その内、事業終了の翌年度に、認定に際し要件となる来訪者数、売上高、雇用人数に対する数値目標の基準をクリアした事業者の割合は、来訪者数 100%、売上高 89%、雇用人数 78%という状況であった。</p> <p>○達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況  前回要望時の達成目標は、本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業(S 特事業)を実施する自治体について、各自治体を実施することとされている中心市街地活性化基本計画(中活計画)の目標達成状況の計画終了後の自己評価において、①経済活力向上に資する目標の達成、②経済活力向上以外の目標も含めた計画全体の目標達成率が 50%超を目標としていたが、本事業の目的に照らし、よりの確に本事業の効果を把握することが可能な上記目標に</p>

			<p>変更することとした。</p> <p>所期の目標の達成状況は、S 特事業を実施し、中活計画が終了した自治体は 7 地域。計画終了後の最終的な自己評価によると、①経済活力向上に資する目標については目標達成率 50%。②それ以外の目標と合算した計画全体の目標達成率は 38%。</p> <p>目標に達していない理由として、7 地域中 2 地域は、中活計画が終了した後に S 特事業により整備した施設がオープンしていることから、計画終了後の自己評価の時点では S 特事業の効果が発現していないことが挙げられる。また、7 地域中 4 地域については、S 特事業終了後、中活計画の第 2 期、第 3 期計画を策定し、計画遂行中であるため、S 特事業で整備した施設による中心市街地エリアへの波及効果が完全に発揮できていない可能性があると考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置で特定民間中心市街地経済活力向上事業(S 特事業)のインシヤルコストを軽減し、中心市街地全体の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、民間事業者による経済波及効果の高いプロジェクトの効果を高め、更なる民間投資を呼び込む効果が見込まれる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>平成 26 年の中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。</p> <p>中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まない状況の中、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような民間プロジェクトに対して支援することで、中心市街地全体に波及する効果が期待されるため。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して本措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。</p> <p>本措置は、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするものではなく、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで適用するものであるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る上で、必要最小限の措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>〈予算〉</p> <p>まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援する。</p> <p>(措置名)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(平成 31 年度)</li> </ul> <p>〈政策金融(低利融資)〉</p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活力強化貸付(中小・国民)</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
12	有識者の見解		<p>(参考)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。</li> <li>・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。</li> </ul> <p>今後の中心市街地活性化政策に関する勉強会(平成 30 年 2 月 19 日、第二回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資を郊外ではなく中心部に集約することに、中心市街地活性化政策の意義がある。</li> <li>・地方都市に投資しようという流れが縮小している。地域ごとの色が出るような開発の誘導が必要ではないか。</li> </ul>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長			
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税23)(登録免許税:外)		
		② 上記以外の税目	—		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】			
4	内容	《現行制度の概要》 産業競争力強化法に基づく登録免許税の軽減措置を令和4年3月31日まで延長する。 (1)対象者 創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた事業を営んでいない個人及び創業後5年未満の者 (2)軽減措置 ①事業を営んでいない個人が、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置 ②創業後5年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置			
		租税特別措置法第80条第2項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例
		1号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が7.5万円に満たない場合は1件につき7.5万円)
		2号	合名会社 合資会社の設立	6万円	3万円
		3号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が3万円に満たない場合は1件につき3万円)
《要望の内容》 2年間の延長 令和2年4月1日～令和4年3月31日					
《関係条項》 (租税特別措置法第80条第2項) (租税特別措置法施行規則第30条の2第4項)					
5	担当部局	経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課			

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年1月20日 創設 平成28年4月1日 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すという観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加) 平成30年4月1日 2年間延長
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及びその実現による寄与
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本の開廃業率は英米と比較して半分程度であり、産業の新陳代謝が進んでいない。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。</p> <p>我が国の創業を巡る環境は、平成29年時点で開業率5.6%と廃業率3.5%を上回っているものの、開業率10%前後で推移する米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要。</p> <p>開業率の向上は「未来投資戦略2018」内に開業率が廃業率を上回る状態にし、開廃業率10%台を目指すとしており、また産業競争力強化法においても地域での創業の促進をすることを定めている。</p> <p>産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を平成26年3月より開始し、認定自治体が全国に広がっている。</p> <p>《政策目的の根拠》 未来投資戦略2018</p> <p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 開業率を米国・英国レベルの10%台を目指す。</p> <p>『未来投資戦略2018』（平成30年6月15日） 3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化 (略) 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（略）</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の創業を総合的に支援し、成長戦略でも掲げられている中長期的に開業率を英米並み（10%程度）にさせ、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につなげていく。</p>

10	有効性等	① 適用数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度 390 件</li> <li>平成 28 年度 804 件</li> <li>平成 29 年度 1,014 件</li> <li>(出典:法務省資料 第 3 表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額)</li> <li>平成 30 年度 1,403 件</li> <li>(出典:経済産業省資料 認定自治体からの実績報告)</li> </ul> </li> <li>・将来の推計 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度 1,895 件</li> <li>令和 2 年度 2,602 件</li> <li>令和 3 年度 3,641 件</li> </ul> </li> </ul>
		② 適用額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度 29.4 百万円</li> <li>平成 28 年度 55.6 百万円</li> <li>平成 29 年度 67.6 百万円</li> <li>(出典:法務省資料 第 3 表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額)</li> <li>平成 30 年度 93.4 百万円</li> <li>(出典:経済産業省資料 認定自治体からの実績報告)</li> </ul> </li> <li>・将来の推計 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度 120.4 百万円</li> <li>令和 2 年度 158.3 百万円</li> <li>令和 3 年度 210.6 百万円</li> </ul> </li> </ul>
		③ 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度 29.4 百万円</li> <li>平成 28 年度 55.6 百万円</li> <li>平成 29 年度 67.6 百万円</li> <li>(出典:法務省資料 第 3 表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額)</li> <li>平成 30 年度 93.4 百万円</li> <li>(出典:経済産業省資料 認定自治体からの実績報告)</li> </ul> </li> <li>・将来の推計 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度 120.4 百万円</li> <li>令和 2 年度 158.3 百万円</li> <li>令和 3 年度 210.6 百万円</li> </ul> </li> </ul>

		<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>開業率</p> <p>平成 29 年度 5.6%</p> <p>平成 28 年度 5.6%</p> <p>平成 27 年度 5.2%</p> <p>平成 26 年度 4.9%</p> <p>平成 25 年度 4.8%</p> <p>平成 24 年度 4.6%</p> <p>平成 23 年度 4.5%</p> <p>平成 22 年度 4.5%</p> <p>平成 21 年度 4.7%</p> <p>(厚生労働省「雇用保険事業年報」より)</p> <p>我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。</p> <p>一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じること、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させる。</p>
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、開業率が廃業率を上回る状態が継続すれば、雇用の担い手となる企業数が増加することとなり、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化に繋がる。</p>
<p>11</p>	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本措置は、我が国における創業の拡大や事業成長を支援するために、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけている「特定創業支援等事業」の修了者を支援するものである。</p> <p>本措置により、上記のような新たに事業を行う際に要する費用を軽減することで当該取組を支援していくことは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>創業補助金は事業者の創業時に要する人件費、設備費、店舗等借入費、マーケティング調査費等を支援するものである(平成 30 年度まで)。また、創業支援事業者補助金は創業支援を行う者への講師謝金・旅費、会場費等を支援するものである。</p> <p>創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借り入れを支援するものである。また日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。</p> <p>本特例措置は、創業手続きにかかるコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することで創業促進を図る。</p>

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		平成 29 年 8 月

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制の拡充）	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（国税 33）（所得税：外）
		② 上記以外の税目	（地方税 24（自動連動））（個人住民税：外）
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】	【単独・ <u>主管</u> ・共管】

4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 13、第 41 条の 19 に基づき、一定の要件を満たした中小企業者である株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除（以下「優遇措置 A」という）またはその年の他の株式譲渡益からの控除（以下「優遇措置 B」という）のいずれかが選択可能な制度</p> <p>(1) 控除額：</p> <p>① 所得控除：取得に要した金額（10 百万円が限度）と総所得金額等の 40%に相当する金額のいずれか少ない金額から 2 千円を控除した額</p> <p>② 株式譲渡益から控除：上限なし</p> <p>(2) 適用期限：恒久措置</p> <p>(3) 適用対象：適用期限までに発行される株式を金銭の払込みにより取得した一定の個人</p> <p>(4) 会社要件：</p> <p>① 優遇措置 A</p> <p>i 創業（設立）3 年未満の中小企業者であること</p> <p>ii 以下の設立年数ごとの要件を満たしていること</p> <p>(i) 1 年未満かつ最初の事業年度を未経験 研究者あるいは事業活動従業者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%</p> <p>(ii) 1 年未満かつ最初の事業年度を経過 研究者あるいは新事業活動従事者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上で、前期までの営業キャッシュフローが赤字</p> <p>(iii) 1 年以上 2 年未満 以下のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究費等が収入金額の 3%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字</li> <li>・ 新事業活動従事者 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上で、直前期までの営業キャッシュフローが赤字</li> </ul>
---	----	---

	<p>(iv) 2年以上3年未満 以下のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究費等が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字</li> <li>・売上高成長率が25%超で営業キャッシュフローが赤字</li> </ul> <p>②優遇措置B 創業（設立）10年未満の中小企業者であること（所得控除と同様に設立年数ごとの要件あり）</p> <p>③①、②共通の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 外部からの投資を1/6以上取り入れていること</li> <li>ii 大規模法人及び当該大規模法人と特殊な関係にある法人の所有に属さないこと</li> <li>iii 未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと</li> </ul> <p>(5)個人投資家要件：①金銭の払い込みにより対象となる企業の株式を取得していること。 ②対象企業が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第3位までの株主の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと。</p> <p>(6)その他：経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合契約に従って取得した株式については、優遇措置Bを適用する企業の企業要件緩和と当該認定組合が企業要件を確認し要件合致を証する確認書発行が可能とされている。</p>
	<p>《要望の内容》</p> <p>現行制度下でのベンチャー企業へのリスクマネー供給不足が指摘されていること、現行制度開始から11年が経過し環境変化への対応が必要であることから、①近年のネットワークビジネス隆盛による投資家層や出資形態の変化への対応、②投資家層変化にともなう投資先ベンチャー企業層変化への対応、③ベンチャー企業の就業形態変化への対応等により、時代の変化に対応した制度の見直しを図り、リスクマネーを円滑に供給する。</p>
	<p>《関係条項》所得税：租税特別措置法第37条の13、租税特例措置法第41条の19、租税特別措置法施行規則第18条の15、地方税法附則35条の3</p>

5	担当部局	経済産業省中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課																			
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成28年度～令和元年度																			
7	創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設 平成12年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（投資事業組合経由にも適用） 平成15年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成16年度 拡充（ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充） 平成17年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成19年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充） 平成20年度 拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）																			
8	適用又は延長期間	恒久措置																			
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本の開業率が諸外国と比較し低水準であり開業率の引上げが急務である中、低金利下で眠っている個人の現預金を、今後の成長が見込めるベンチャー企業への投資に結びつけ、民間同士の資金循環を促進することで、資金需要旺盛なベンチャー企業の成長を支援する。																	
				《政策目的の根拠》 中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援（中略）等により中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。																	
		②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進																	
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 ・地域の手で企業を生み、育てる取組の促進																	
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国の開業率引上げおよび開業後のベンチャー企業の成長を図る。																	
10	有効性等	①	適用数	1. 利用企業数（単位：社）																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租41の19</td> <td>95</td> <td>121</td> <td>137</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>租37の13</td> <td>27</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>122</td> <td>159</td> <td>171</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	租41の19	95	121	137	117	租37の13	27	38	34	33	合計
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																	
租41の19	95	121	137	117																	
租37の13	27	38	34	33																	
合計	122	159	171	150																	
				令和元年度については平成28年度～平成30年度の平均利用企業数にて試算																	

			<p>2. 利用者数（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租 41 の 19</td> <td>416</td> <td>1,022</td> <td>1,689</td> <td>1,042</td> </tr> <tr> <td>租 37 の 13</td> <td>123</td> <td>95</td> <td>316</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>539</td> <td>1,117</td> <td>2,005</td> <td>1,220</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度については平成 28 年度～平成 30 年度の平均利用者数にて試算</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	租 41 の 19	416	1,022	1,689	1,042	租 37 の 13	123	95	316	178	合計	539	1,117	2,005	1,220
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																			
租 41 の 19	416	1,022	1,689	1,042																			
租 37 の 13	123	95	316	178																			
合計	539	1,117	2,005	1,220																			
	②	適用額	<p>投資額（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租 41 の 19</td> <td>26.84</td> <td>33.93</td> <td>36.93</td> <td>32.56</td> </tr> <tr> <td>租 37 の 13</td> <td>14.63</td> <td>11.54</td> <td>5.68</td> <td>10.62</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41.47</td> <td>45.47</td> <td>42.61</td> <td>43.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度については平成 28 年度～平成 30 年度の平均投資額にて試算</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	租 41 の 19	26.84	33.93	36.93	32.56	租 37 の 13	14.63	11.54	5.68	10.62	合計	41.47	45.47	42.61	43.18
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																			
租 41 の 19	26.84	33.93	36.93	32.56																			
租 37 の 13	14.63	11.54	5.68	10.62																			
合計	41.47	45.47	42.61	43.18																			
	③	減収額	<p>減収額試算（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額試算</td> <td>▲829</td> <td>▲909</td> <td>▲852</td> <td>▲863</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用見込み投資額に、国税庁が発表している国民の平均所得額に基づく税率 20% を乗じ試算</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	減収額試算	▲829	▲909	▲852	▲863										
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																			
減収額試算	▲829	▲909	▲852	▲863																			
	④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  （平成 28 年度）  開業率：5.6%、廃業率：3.5%  （平成 29 年度）  開業率：5.6%、廃業率：3.5%  （平成 30 年度）  未公表  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  低金利下で運用難の個人と資金調達に課題を抱えるベンチャー企業という民間同士での資金融通の制度により創業者が安心して創業できる環境が整備され、開業率の改善が見込まれるとともに、ベンチャー企業の成長促進を図ることができる。</p>																				
	⑤	税収減を是認する理由等	<p>国の開業率向上および将来的に国内経済へ寄与するベンチャー企業の成長を促進する政策であるため。</p>																				
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>低金利下で運用難の個人と資金調達に課題を抱えるベンチャー企業という 2 者間での資金循環による開業率引上げやベンチャー企業の成長促進を目的としており、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。</p>																				
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>令和元年度当初予算  地域創業機運醸成事業【3.8 億円】  上記の予算は事業者の創業時に要する人件費、設備費、店舗等借入費、マーケティング調査費等を支援する事業（平成 30 年度まで）及び創業支援を行う者への講師謝金・旅費、会場費等を支援する事業であり、本措置と上記施策を一体的に支援することにより、創業を促進し、ビジネスの持続性の向上を図る。</p>																				
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方のベンチャー企業の利用促進にもつなげる改正のため、地域経済の発展に資する政策である。</p>																				

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—